

道路構造令の一部を改正する政令案要綱

第一 小型道路

一 小型自動車等のみの通行の用に供する道路

第一種、第二種、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路は、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の近くに小型自動車等以外の自動車が迂^う回することができる道路があるときは、小型自動車等のみの通行の用に供する道路とすることができるものとする。 (第三条第四項関係)

二 小型自動車等のみの通行の用に供する車線

第一種、第二種、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設けることができるものとする。 (第三条第五項関係)

三 小型道路及び普通道路の区分

道路は、小型道路（一の道路及び二の車線に係る道路の部分をいう。）と普通道路（小型道路以外の道路及び道路の部分をいう。）とに区分するものとする。こと。（第三条第六項関係）

四 小型道路に係る規定の整備

設計車両の諸元、車線の幅員、路肩の幅員、建築限界、縦断勾配等の規定について、小型道路に係る規定を設けるものとする。こと。（第四条、第五条第四項及び第五項、第八条第二項から第五項まで及び第九項、第十二条、第二十条、第二十七条、第二十八条並びに第三十五条関係）

第二 車線の分離等

一 車線の分離

第一種、第二種又は第三種第一級の道路（対向車線を設けない車線を除く。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。こと。（第六条第一項関係）

二 中央帯の幅員

第一種又は第二種の道路に設けられる中央帯の幅員について、その最低値を引き下げる等するものとする。こと。（第六条第四項関係）

三 付加追越車線

同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線（専ら自動車の追越しの用に供するために、車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）に付加して設けられる車線をいう。）を設けるものとする。こと。（第六条第九項関係）

四 路肩の幅員

車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員に関する規定を設けるものとする。こと。（第八条第三項関係）

第三 その他所要の改正を行うこと。

第四 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）